

# 道路交通法改正のお知らせ

## 自転車のながら運転、酒気帯びの罰則

### 運転中の携帯電話使用（ながら運転）



6月以下の懲役または  
10万円以下の罰金

危険を生じさせた場合

1年以下の懲役または  
30万円以下の罰金

### 酒気帯び運転



3年以下の懲役または  
50万円以下の罰金

酒を提供した場合

2年以下の懲役または  
30万円以下の罰金

令和6年11月1日から自転車においても、道路交通法の罰則規定が適用されるようになりました。また、酒気帯びについては、酒類を提供した者、同乗している者についても罰則規定が適用されます。

**NEWS 都市整備**

問い合わせ先：八尾市 都市整備部 都市交通課 (072) 924-3880